介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める要望意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の 現場では、介護人材の確保に大変苦慮している状況です。また、コロナ禍での介護サ ービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重 要となっており、その処遇の改善が求められています。

今般、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっております。

よって、国及び関係機関におかれましては、介護職員の処遇改善において、今回の 臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化 や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持 続可能なものとするよう、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 臨時の報酬改定において新たな加算については、現行の2つの加算(介護職員処 遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算)の統合を含めた一本化を検討するな ど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の 弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の2つの加算(介護職員 処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算)との整合性を踏まえた上で、各介 護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合せた人件費をベース にしての事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請 の手続の簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検 討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長